

無店舗取次店営業者の方へ

<無店舗取次店において講ずべき措置等>

- クリーニング所及び業務用の車両（営業者がその業務のために使用する車両（軽車両を除く。）をいう。以下同じ。）並びに業務用の機械及び器具を清潔に保つこと
(法第3条第3項第1号)
- 洗たく物を洗たく又は仕上げを終わったものと終わらないものに区分しておくこと
(法第3条第3項第2号)
- 伝染性の疾病の病原体による汚染のおそれのあるものとして厚生労働省令で指定する洗たく物を取り扱う場合においては、その洗たく物は他の洗たく物と区分しておくこと。
(法第3条第3項第5号)
- 洗濯物の区分及び保管のために必要な業務用の戸棚及び容器(法第3条第3項第1号に規定する業務用の車両にあっては、洗濯物の区分及び保管のために必要な業務用の容器)を備え、かつ、その使用区分を表示しておくこと。
(施行条例第2条第4号)
- 洗濯物を収集及び配達する場合の容器は、洗濯又は仕上げを終わったものと終わらないものとを区分すること。
(施行条例第2条第5号)
- 洗濯物を処理する場所及び格納する容器は、随時薬品で消毒すること。
(施行条例第2条第6号)

<利用者に対する説明義務等>

クリーニング業法では、利用者の利益を擁護するため、「利用者に対する説明義務等」として営業者がすべき事項を次のように定めています。(平成16年10月1日から施行)

(1) 洗濯物の処理方法等についての説明

「洗濯物の受取及び引渡しをしようとするときは、あらかじめ、利用者に対し、洗濯物の処理方法等について説明するよう努めなければならない。」とされています。

努力義務ではありますが、お客様にとっては「目に見えない場所で行われるサービス」ですので、受取りや引渡しの時が大切な説明の場となります。

特に、落ちるかどうかわからない汚れ、新しい素材や事故が多い素材、取扱い絵表示が無い製品等は注意が必要です。

(法第3条の2)

(2) 苦情の申し出先の明示

「洗濯物の受取及び引渡しをするに際しては、利用者に対し、苦情の申出先を明示しなければならない。」とされています。

お客様にお知らせするにあたっては、

苦情申出先となるクリーニング所または無店舗取次店の ①名称、②所在地または車両の保管場所、③電話番号を、受取及び引渡しの際にこれらを記載した書面をお客様に配布することが必要です。

配布する書面のポイントは、お客様が洗濯物を預けている間だけでなく、仕上り品を受け取った後でも、苦情の申出先が容易に分かるようなものにすることです。

(例) 領収証に記載する、預かり証と引渡し証に記載する、別途書面を作成して配布する、など。

(法第3条の2、施行規則第1条の2)

<業務従事者に対する講習>

営業者は、厚生労働省令で定めるところにより、その業務に従事する者に対し、都道府県知事が厚生労働大臣の定める基準に従い指定した当該業務に関する知識の修得及び技能の向上を図るための講習を受けさせなければならない、とされています。

★ 厚生労働省令（業務従事者に対する講習）

- 1 営業者は、クリーニング所の開設の日又は無店舗取次店の営業開始の日から1年以内に、当該クリーニング所又は無店舗取次店のクリーニング業務に関する衛生管理を行う者として、その従事者の中からその従事者の数に5分の1を乗じて得た数（その数が1に満たないときは1とし、その数に1に満たない端数を生じたときは、その端数を1として計算する。）の者を選び、その者に対し講習を受けさせるものとする。
- 2 営業者は、前項の講習を受けさせた後は、3年を超えない期間ごとに前項と同様の方法で選んだ者に対し講習を受けさせるものとする。
- 3 前2項の場合において、クリーニング師の研修を受けたクリーニング師は、講習を受けた者とみなす。

（クリーニング業法施行規則第10条の3）

※講習については、(財)岩手県生活衛生営業指導センター（Tel(019)624-6642）へご連絡ください。

<届出関係>

次の場合は、営業届を提出している保健所への届出が必要になります。

1 営業届の内容に変更があったとき

クリーニング所等届出事項変更届（変更後すみやかに）

- （例）
- ・施設名称、営業者氏名（法人の場合は法人名称及び代表者の変更）
 - ・施設の構造設備の変更

2 営業者について承継があったとき

(1) 相続の場合

クリーニング所等営業者地位承継届（相続）（地位の承継後、遅滞なく）

(2) 法人の合併・分割の場合

クリーニング所等営業者地位承継届（合併・分割）（地位の承継後、遅滞なく）

※ 相続や合併・分割以外で開設者の氏名を変更する場合には、変更届や承継届ではなく、新規の開設手続きが必要となります。事前に保健所にご相談ください。

3 営業をやめたとき

クリーニング所等廃止届（廃止後すみやかに）

お問い合わせ先

〒020-0884 盛岡市神明町3-29 5階

盛岡市保健所生活衛生課

電話番号：019-603-8310 FAX：019-654-5665

盛岡市保健所ホームページ

<http://gwww01.city.morioka.iwate.jp/19hokenjo/kikaku/portal/index.html>